

平成 30 年分以後の N I S A 口座ご利用に関するお知らせ

平成 29 年 9 月
新大垣証券株式会社

平成 29 年 10 月 1 日において、当社に平成 29 年分の非課税管理勘定が設定された非課税口座を開設しており、個人番号（マイナンバー）を告知いただいているお客様におかれましては、租税特別措置法（附則平成 28 年）第 73 条第 2 項が適用されますので、特段の手続きを行うことなく、当社に開設している非課税口座に平成 30 年分以後の非課税管理勘定が設定されます。

一方、平成 29 年 9 月末日までに、マイナンバーをご提出いただきませんと平成 30 年以降 NISA 口座をご利用になれなくなります。

平成 30 年以降の NISA 口座をご利用いただくには、マイナンバーのご提出に加え、改めて NISA 口座開設のお手続きが必要となります

マイナンバーのご提出がお済みでないお客様は、お早めにお手続きをお願いいたします。

すでにマイナンバー提出されたお客様が、当社において平成 30 年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しない場合には、平成 29 年 9 月 30 日までに当社に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」をご提出いただく必要があります。そのうえで、平成 30 年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後、当該他の証券会社又は金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」をご提出いただく必要があります。

なお、当社において平成 30 年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しないお客様で、平成 29 年 9 月 30 日までに「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を当社にご提出いただかなかった場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後、通常の金融機関の変更手続きと同様に、当社に「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税口座廃止届出書」のいずれかをご提出いただく必要があります。そのうえで、平成 30 年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、当社から交付される「非課税管理勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」のいずれかを「非課税口座開設届出書」に添付して、当該他の証券会社又は金融機関にご提出いただく必要があります。

本件に係る問い合わせ先
新大垣証券株式会社 0584-74-1521
管理部

